

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和2年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	202,900	202,900	186,490
5月	250,390	200,770	184,360
6月	250,390	200,770	184,360
7月	250,390	200,770	184,360
8月	250,390	200,770	184,360
9月	248,740	190,820	182,520
10月	250,390	200,770	184,360
11月	250,580	192,660	184,360
12月	250,580	192,660	184,360
1月	252,710	194,790	186,490
2月	252,010	194,330	186,070
3月	262,330	204,650	196,390

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	192,020	188,130	110,930	107,040	65,070	60,990	49,170	45,090
5月	192,030	188,140	110,940	107,050	65,080	61,000	49,180	45,100
6月	192,030	188,140	110,940	107,050	65,080	61,000	49,180	45,100
7月	192,030	188,140	110,940	107,050	65,080	61,000	49,180	45,100
8月	192,030	188,140	110,940	107,050	65,080	61,000	49,180	45,100
9月	192,030	188,140	110,940	107,050	57,130	53,050	49,180	45,100
10月	192,020	188,130	110,930	107,040	65,070	60,990	49,170	45,090
11月	191,990	188,100	110,900	107,010	57,090	53,010	49,140	45,060
12月	191,990	188,100	110,900	107,010	57,090	53,010	49,140	45,060
1月	191,980	188,090	110,890	107,000	57,080	53,000	49,130	45,050
2月	189,500	185,470	109,550	105,520	56,380	52,540	48,520	44,680
3月	201,690	197,660	121,740	117,710	68,570	64,730	60,710	56,870

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。